

福島駅前キャンパス自動販売機（清涼飲料水用）設置・運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「福島駅前キャンパス自動販売機（清涼飲料水用）設置・運営業務」において、プロポーザルにより最も相応しい提案者を相手方として決定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の内容

公立大学法人福島県立医科大学と建物賃貸借に係る契約を締結し、福島県立医科大学福島駅前キャンパスに清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営を行う。

(2) 設置場所

福島県立医科大学 福島駅前キャンパス（福島市栄町 10-6）

(3) 設置台数

清涼飲料水用自動販売機 4 台（2 台×2 者）

(4) 設置期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで（5 年間）

契約期間の更新あり

(5) 設置条件

別紙仕様書のとおり

3 参加資格

次の参加資格要件を全て満たしている者。

- (1) 福島県が定める「自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿」に登載されている者、又は、福島県内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人（以下「国等」という。）から許可を受け、又は、国等と契約を締結して、国等の庁舎内に清涼飲料水の自動販売機を 1 年以上継続して設置・運営した実績（2 年以内の実績）を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者若しくはその統制の下にある団体でないこと。

- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (8) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 仕様書等の入手方法、説明会

- (1) 仕様書、各種様式等は、次の福島県立医科大学ウェブサイトから取得すること。
<https://www.fmu.ac.jp/nyusatu/koukoku/sonota/>
- (2) 説明会
説明会は開催しない。
自動販売機設置予定場所の確認を希望する場合は、「12 提出先及び問合せ先」に申し出ること。

5 企画提案書等の提出

- (1) 参加申請書の提出
公募に参加を希望する者は必ず提出すること。
 - ア 提出期限
令和 7 年 7 月 28 日（月）15 時必着
 - イ 提出方法
 - (ア) 福島駅前キャンパス自動販売機（清涼飲料水用）設置・運營業務公募型プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）
 - (イ) 履行実績書（様式第 3 号）
※「自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加有資格者名簿」に登録されていない者のみ提出する。
 - (ウ) 履行実績証明書（様式第 4 号）

※必要な者のみ提出する。

(エ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第5号)

ウ 参加資格審査結果の通知

参加申請を行ったすべての者に参加確認通知書(様式第2号)により資格審査の結果を通知する。

(2) 企画提案書の提出

参加者は、各提案書を次により提出すること。

ア 提出期限

令和7年8月1日(金) 15時必着

イ 提出方法

郵送または持参による

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日(祝日を除く)の9時から15時までとする。

ウ 提出書類・部数

企画提案書(様式任意) 正本1部、副本1部

提案書の様式は定めないので提案者が任意に作成するが、提案内容が別表の評価項目ごとに整理されていること。なお、用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

6 提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、提案書は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 提案者が上記3に定める参加資格を満たしていない場合

(2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

(3) 提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書は無効とした場合、簡易書留による配達記録の有無を有さない者からの異議は受け付けない。

(4) 仕様書に適合しない場合

(5) 虚偽の内容が記載されている場合

7 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出された提案書等は返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用する

ことができるものとする。

- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。
ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。
なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出書等を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出すること。

8 質問書の受付

質問及び回答については、下記により行うものとする。

- (1) 受付期限
令和7年7月23日（水）15時（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式第6号）を「12 提出先及び問合せ先」に電子メールで提出すること。
- (3) 質問書に対する回答
令和7年7月25日（金）までに福島県立医科大学ウェブサイトで公表する。
- (4) 注意事項
ア 質問書送付の際の件名は「【質問書】自動販売機（清涼飲料水用）設置・運營業務」とすること。
イ 電話等による口頭での質問は受け付けない。

9 審査及び選考方法

- (1) 審査方法
仕様書に基づき提案された企画提案書について、審査基準に基づき審査を行う。
評価点の高い順に契約予定者を選定する。同点の場合には、評価者の1位評価を多く得たものを優位とする。
なお、設置場所A、設置場所Bについて、それぞれ別の契約予定者を選定する。
よって、契約予定者は2者となり、2台ずつ設置することとなる。審査順位1位が設置場所A、審査順位2位が設置場所Bとする。
- (2) 審査基準
審査にあたっての評価項目は、別表のとおりとする。
- (3) 評価点の算出
4名の評価者が、評価項目ごとに上位3者に順位点を付し、倍率を乗じたものを合計する。
順位点は、1位：5点、2位：3点、3位：1点とする。

(4) 審査結果は、採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

10 契約締結

(1) 契約予定者と提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約予定者との協議が整わない場合又は契約予定者が辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。

(3) 提案書に基づく履行ができなかった場合、契約解除などの措置を行う場合がある。

11 スケジュール

公告日	令和7年7月16日(水)
質問受付期限	令和7年7月23日(水) 15時必着
質問回答日	令和7年7月25日(金) 予定
参加申請書提出期限	令和7年7月28日(月) 15時必着
参加確認通知	令和7年7月29日(火) 予定
企画提案書提出期限	令和7年8月 1日(金) 15時必着
審査結果通知	令和7年8月 6日(水) 予定
業務開始	令和7年9月 1日(月)

12 提出先及び問合せ先

〒960-8516 福島市栄町 10-6

福島県立医科大学 保健科学部事務室

メール hoken@fmu.ac.jp

電話 024-581-5504

FAX 024-581-5528